

滋賀県の建設工事に係る発注の見通しならびに入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表要綱

(平成 13 年 3 月 9 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）および施行令（平成 13 年政令第 34 号）その他の法令に基づき、滋賀県が発注する建設工事についての発注見通し、入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表の実施について必要な事項を定める。

(発注見通しに関する事項の公表)

第 2 条 知事は、毎年度、4 月 1 日（当該日において当該年度の国および県の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる建設工事（予定価格が **400 万円**を超えないと見込まれるものおよび公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって県の行為を秘密にする必要があるものを除く。）にかかる次の各号に掲げるものの見通しに関する事項を公表する。

(1) 工事名、工事場所、期間、工事種別、工事概要

(2) 入札および契約の方法

(3) 発注予定時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

2 公表は、県民情報室ならびに合同庁舎（行政組織規則（昭和 51 年滋賀県規則第 16 号）第 3 条に規定する地方行政機関が位置する庁舎のうち、本庁の係が所在するものをいう。）の行政情報コーナーで閲覧に供するとともに、滋賀県ホームページに掲載するものとする。

3 公表期間は、当該年度の 3 月 31 日までとする。

4 知事は、本条第 1 項により公表した発注の見通しに関する事項について、少なくとも年 1 回以上の見直しを行うものとし、変更がある場合には、遅滞なく当該事項を公表する。

5 本条第 2 項および第 3 項については、変更後の発注見通しに関する事項の公表の方法についてこれを準用する。

(入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表)

第 3 条 知事は、次の各号に掲げる事項を定め、または作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表する。これを変更したときも、同様とする。

(1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格および当該資格を有する者の名簿

(2) 指名競争入札に参加する者に必要な資格および当該資格を有する者の名簿

(3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 知事は、建設工事（予定価格が **400 万円**を超えないものおよび公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって県の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該建設工事ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、本項第 1 号に掲げる事項については入札前または入札後に公表し、第 2 号から第 9 号で掲げる事項にあっては入札後速やかに公表し、第 10 号および第 11 号で掲げる事項については、契約の締結後速やかに公表する。

- (1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格
 - (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号または名称ならびにこれらのうち当該入札に参加させなかった者の商号または名称およびその者を参加させなかった理由、簡易型一般競争入札を行った場合において、資格がないことから無効とした者の商号または名称およびその者を無効とした理由
 - (3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号または名称
 - (4) 指名競争入札を行った場合におけるその者を指名した理由
 - (5) 入札者の商号または名称および入札金額（随意契約を行った場合を除く。）
 - (6) 落札者の商号または名称および入札金額（随意契約を行った場合を除く。）
 - (7) 最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
 - (8) 最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号または名称
 - (9) 総合評価方式による場合には次に掲げる内容
 - ア 総合評価方式を行った理由
 - イ 総合評価を行った場合における落札者決定基準
 - ウ 総合評価を行った場合における落札者の落札理由
 - エ 総合評価を行った場合における落札結果
 - (10) 次に掲げる契約の内容
 - ア 契約の相手方の商号または名称および住所
 - イ 公共工事の名称、場所、種別および概要
 - ウ 工事着手の時期および工事完成の時期
 - エ 契約金額
 - (11) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- 3 知事は、本条第2項の建設工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約にかかる第2項第9号のイからエまでに掲げる事項および変更の理由を公表する。
- 4 本条第1項から第3項で定める事項の公表は、公衆の閲覧に供する方法とし、閲覧場所については次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 本条第1項で定める事項については、県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーとする。
 - (2) 本条第2項および第3項で定める事項については、当該工事の入札および契約に関する事務を担当する課、事務局または地方機関とする。
 - (3) 本条第1項から第3項で定める事項のうち、可能なものにあつては滋賀県ホームページに掲載するものとする。
- 5 本条第2項または第3項により公表した事項については、公表した日（第2項の第1号から第11号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の年度およびその翌年度が経過するまで閲覧に供する。

(施行期日)

第4条 この要綱は、平成13年 4月1日から施行する。

(付則) この改正は、平成14年10月18日から施行する。

(付則) この改正は、平成17年 4月1日から施行する。

(付則) この改正は、平成20年 3月14日から施行する。

(付則) この改正は、平成21年 4月1日から施行する。

(付則) この改正は、平成24年 4月1日から施行する。

(付則) この改正は、平成27年 4月1日から施行する。

(付則) この改正は、令和7年 7月1日から施行する。